



介護保険事業運営協議会資料(令和5年度第1回会議)

指定地域密着型サービス事業者等の指定同意に関する
協定の締結について

高齢者支援課 介護保険係



指定地域密着型サービス事業者等の指定同意に関する協定書



館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「構成自治体」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第9項及び第115条の12第7項の規定に基づき、構成自治体の間における法第8条第14項に規定する地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定に関する同意（以下「指定同意」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）


第1条 本協定は、指定同意について、構成自治体の間における事務手続の簡素化を図り、利用者の円滑なサービス利用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

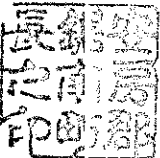
- (1) 甲 構成自治体のうち、事業所の所在自治体をいう。
- (2) 乙 構成自治体のうち、事業所の所在自治体以外の自治体をいう。

（同意の内容）



第3条 乙が甲により法第78条の2第1項及び法第115条の12第1項に規定された指定（以下「指定」という。）を行った事業者から申請を受けた場合、甲乙双方の介護保険被保険者の利用を妨げない範囲において、法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の規定による甲の長の同意を要しないものとし、指定同意に係る手続は不要とする。

（適用除外）



第4条 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しないものとする。

- (1) 指定の申請に係る事業所において、乙の被保険者の利用者の割合が契約

者数の3割を上回ることが想定される場合

(2) 構成自治体があらかじめ協議して適用しないとした場合

(事業所の指定)

第5条 本協定により、甲による事業所の指定は、法第78条の2第10項又は法第115条の12第7項の規定に基づき、乙の指定があったものとみなす。

(利用者報告)

第6条 甲及び乙は、甲及び乙から指定を受けた事業者に対し、必要に応じて、他市町利用者数等を甲及び乙に提出するよう求め、利用者の状況について把握し、情報を共有する。

(介護報酬の支払)

第7条 構成自治体は、介護報酬の支払について、それぞれの責任において、千葉県国民健康保険団体連合会との支払事務処理を遺漏なく行うものとする。

(協定内容の変更)

第8条 本協定で定めた内容を変更する必要があるときは、構成自治体で協議の上、本協定を変更することができる。

(疑義等の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、構成自治体は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する3か月前までに構成自治体いずれの長からも変更の意思表示がない場合は、本協定の効力を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

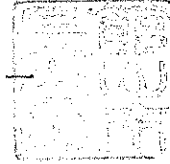
本協定の締結を証するため、本書を4通作成し、構成自治体がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年8月1日

千葉県館山市北条1145番地の1

館山市

館山市長 森 正



千葉県鴨川市横渚1450番地

鴨川市

鴨川市長 長谷川 孝 夫



千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市

南房総市長 石 井 裕



千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458番地

鋸南町

鋸南町長 白 石 治 和

